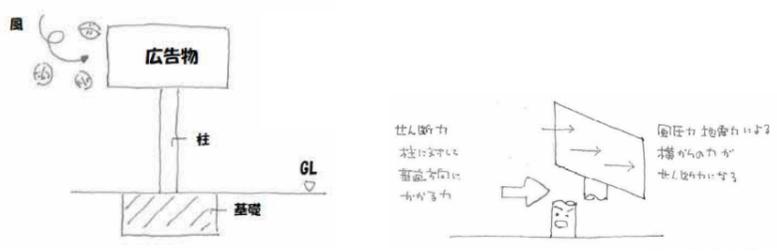


# 令和5年度 枚方市屋外広告物講習会 質問回答集

| 番号 | 科目 | ご質問   | 回答  |
|----|----|---|---|
| 1  | 施工 | <p>以下の図のような、地震力を勘案する際は、</p> <p>&lt;図&gt;</p>  <p>基本の計算方法に準ずると思うが、イラスト(図)を見ていると「横揺れ」を想定している認識でした。横揺れと縦揺れでは、工作物への影響が変わらないのか。</p>  | <p>地震が起こると、縦揺れ、横揺れが起こります。縦揺れは、建物が浮き上がったりします。縦揺れは、「軸力」になります。横揺れは建物を横方向に揺らします。横揺れは「せん断力」になります。</p> <p>地震力により、様々な方向の揺れが起こっています。単に計算しやすいよう縦と横に分けているだけです。実際の建物では、軸力に対して安全かどうか、せん断力に対して安全かどうかについてチェックをします。</p> <p>今回の講習では、広告物でこの場合部材が決定されるのは、地震力ではなく風荷重になります。当然風荷重もいろんな方向のものがあ、縦方向にも揺れますが、看板は通常地面に垂直に立っていますので、風の横方向の力を受け、ほとんどが横揺れです。縦方向の力は、ほとんど考えなくていいと思います。地震に関しても風荷重との比較という事で縦揺れは考えなくてもよいとしました。</p>   |
| 2  | 法令 | <p>&lt;既存広告物の取扱い(許可申請方法)について&gt;</p> <p>既存広告物がある建造物に対し、新たに広告物を設置する業務があった。その案件にて施工者及び屋外広告物許可申請書の作成業務を任されたが、既存看板についての資料がなく、既存看板部分の資料作成をすることが出来ない。</p> <p>例えば既存広告物の資料については、過去に屋外広告物許可申請書が提出されている為、既存看板が意匠変更等を行っていないければ、継続時の屋外広告物許可申請書には、寸法や面積、詳細図面等の記載はしなくても大丈夫か。</p> <p>記載が必要である場合、過去の資料を市役所で確認出来るのか。</p> | <p>枚方市の場合、敷地内にある屋外広告物を全て含めた継続申請をする必要があります。既存看板についても同様の考えとなり、継続申請時に提出が必要です。既存看板の資料については、データとして保管しておりますので、申請者からの委任状を持参した場合、窓口にて開示することが可能です。なお、電話等での対応は受け付けておりません。</p> <p>ただし、自治体により過去資料の情報開示対応の方法に違いがありますので、詳細な内容は、所管の各自治体へご確認下さい。</p>  |
| 3  | 法令 | <p>&lt;高さ4mを超える広告物について&gt;</p> <p>① 建築確認は、どこに依頼しなければならないのか。</p> <p>② 完了検査は自社(施工会社)で実施するのか、もしくは外部機関に検査を頼むのか。</p> <p>また、検査結果はどこに報告するべきか。</p> <p>③ 構造計算書はどこかに提出する必要があるか。</p>   | <p>① 枚方市の場合、「都市整備部 開発指導室 審査指導課」に建築確認の申請を行います。または外部検査機関として、各都道府県にある「指定確認検査機関」に建築確認を申請します。</p> <p>② <b>【建築基準法に基づく工事完了時の対応】</b><br/>建築基準法第7条第1項の記載の通り、第6条第1項の規定による工事が完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事(地方公共団体に設置される公務員)または「指定確認検査機関」の検査を受けなければなりません。</p> <p><b>【屋外広告物法に基づく工事完了時の対応】</b><br/>枚方市の場合、新しく屋外広告物を表示・設置する場合で、市の許可を受けた場合は工事完了後に「屋外広告物工事の完了等届出書(様式第8号)」等の提出が必要です。</p> <p>③ 構造計算書は、建築確認申請を行う機関に提出する必要があります。ただし、提出義務が発生するのは、工作物の規模により変わります。</p> <p>上記の詳細な内容は、所管の各自治体へご確認下さい。</p> |

※受講者の方々からいただいたご質問の文面等については、取りまとめのため、一部編集させていただきました。

※なお、ご質問以外に別途いただきましたご意見・ご感想については掲載を省略させていただきます。